

令和8年3月25日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

長姫調査設計株式会社
長野県飯田市今宮町4-20

2 指名停止期間

令和8年3月25日 ～ 令和8年5月24日（2ヵ月）

3 指名停止の理由

長姫調査設計株式会社は、令和8年3月16日に行われた静岡森林管理署発注の「富士山(大宮)林道外3災害復旧調査設計業務」の一般競争入札において、調査基準価格を下回る入札額であったため、落札決定を保留し、同社に対して低入札価格調査に係る説明資料等の提出依頼を行ったところ、期限までに必要資料を作成することが困難であるため、提出できない旨の申し出があった。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：課長補佐